

香港国際仲裁センター 機関仲裁規則

2008年9月1日発効

試訳協力：アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 楽 楽 (RAKU, Raku)

弁護士 清水茉莉 (SHIMIZU, Mari)

弁護士 井上 葵 (INOUE, Aoi)

弁護士 井口直樹 (IGUCHI, Naoki)

※この日本語訳は、試みに翻訳したものです。お気づきの点は、下記までご連絡下さい。

naoki.iguchi@amt-law.com

| | | |
|--------------|------------------------------|----|
| | SECTION I. 総則 | 4 |
| Article 1 - | 適用範囲 | 4 |
| Article 2 - | 通知及び期間の計算 | 4 |
| Article 3 - | 本規則の解釈 | 5 |
| | SECTION II. 仲裁手続の開始 | 5 |
| Article 4 - | 仲裁通知 | 5 |
| Article 5 - | 仲裁通知に対する答弁書 | 7 |
| | SECTION III. 仲裁人及び仲裁廷 | 8 |
| Article 6 - | 仲裁人の数 | 8 |
| Article 7 - | 単独仲裁人の選任 | 8 |
| Article 8 - | 仲裁廷の選任 | 9 |
| Article 9 - | 選任助言委員会との仲裁人に関する協議 | 9 |
| Article 10 - | 仲裁人の承認 | 10 |
| Article 11 - | 仲裁人の独立性、国籍並びに忌避及び解任 | 10 |
| Article 12 - | 仲裁人の交替 | 11 |
| Article 13 - | 仲裁人交替の結果 | 11 |
| | SECTION IV. 仲裁手続 | 11 |
| Article 14 - | 一般規定 | 11 |
| Article 15 - | 仲裁地 | 12 |
| Article 16 - | 仲裁手続言語 | 12 |
| Article 17 - | 仲裁申立書 | 12 |
| Article 18 - | 反論書面 | 13 |
| Article 19 - | 請求又は反論の変更 | 13 |
| Article 20 - | 仲裁廷の管轄 | 13 |
| Article 21 - | 追加主張書面 | 14 |
| Article 22 - | 期間 | 14 |
| Article 23 - | 証拠及び審問 | 14 |
| Article 24 - | 保全のための暫定措置 | 15 |
| Article 25 - | 仲裁廷の選任する専門家 | 15 |
| Article 26 - | 欠席 | 16 |
| Article 27 - | 手続の終結 | 16 |
| Article 28 - | 責問権の放棄 | 17 |
| | SECTION V. 仲裁判断 | 17 |
| Article 29 - | 決定 | 17 |
| Article 30 - | 仲裁判断の形式及び効果 | 17 |
| Article 31 - | 準拠法、友誼的仲裁人 | 18 |
| Article 32 - | 和解又はその他の事由による終了 | 18 |
| Article 33 - | 仲裁判断の解釈 | 18 |
| Article 34 - | 仲裁判断の訂正 | 19 |
| Article 35 - | 追加的仲裁判断 | 19 |
| Article 36 - | 報酬及び費用 | 19 |
| Article 37 - | 費用の予納 | 21 |
| | SECTION VI. その他の規定 | 21 |
| Article 38 - | 簡易手続 | 21 |
| Article 39 - | 秘密保持 | 22 |

| | |
|------------------------------|----|
| Article 40 - 免責 | 22 |
| 仲裁手数料及び費用表 | 23 |

SECTION I. 総則

Article 1 - 適用範囲

- 1.1** 本規則は、仲裁合意（紛争が発生する前又は発生した後になされたものか否かを問わない。）において、(a)本規則を適用するとされている場合、又は(b)1.2、1.3 及び 1.4 条を前提としつつ、「HKIAC が管理する」仲裁若しくはそれと同様の効果を有する文言がある場合に、適用される。
- 1.2** 本規則は、本規則に定める条項に従った仲裁でなくても、紛争又は仲裁合意の当事者が、HKIAC を仲裁人選任機関とすること又は HKIAC に何らかの管理サービスの提供を要請することを妨げない。念のため付言すると、本規則は、当事者が仲裁合意において、HKIAC がその時々において採用する他の規則による仲裁によるとした場合には、適用されない。
- 1.3** 本規則は、2005 年 3 月 31 日に発効した「国際仲裁の管理に関する HKIAC 手続規定（HKIAC Procedures for the Administration of International Arbitration）」（以下「管理手続規定」という。）に代わるものである。但し、当事者が、2008 年 9 月 1 日以前の合意において管理手続規定を適用すると合意した場合を除く。本規則の発効後になされた仲裁合意において、「UNCITRAL 仲裁規則」に従い HKIAC により管理される仲裁によるとされた場合、HKIAC は、仲裁人選任機関となり、HKIAC 事務局は当該事件の当事者に対して本規則を適用することを提案する。
- 1.4** 本規則は、2008 年 9 月 1 日に発効する。本規則は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、1.1 条の範囲の、前記日付以降に仲裁通知が提出された全ての仲裁に適用される。

Article 2 - 通知及び期間の計算

- 2.1** 本規則に基づく通知又はその他の書面による通信は、以下の場合に当事者、仲裁人又は HKIAC に到達したものとみなす。
- (a) 以下の場所に、手交、書留郵便又は宅配便により送付された場合
- (i) 仲裁手続中に書面で通知された受取人又はその代表者の住所
 - (ii) (i)がない場合、関連当事者間に適用のある契約により特定された住所
 - (iii) (i)及び(ii)がない場合、当該送付が行われる時点で受取人が対外的に使用しているいずれかの住所
 - (iv) (i)、(ii)及び(iii)がない場合、最後に知られている受取人の住所
- (b) 以下の場所に、ファクシミリ、電子メール又はその他の送信並びに時間及び日付が記録される電気通信方法により送信した場合
- (i) 仲裁手続中に通知された受取人又はその代表者のファクシミ

り番号若しくは電子メールアドレス（又はそれらと同等のもの）

- (ii) (i)がない場合、関連当事者間に適用のある契約により特定されたファクシミリ番号、電子メールアドレス又はそれらと同等のもの
- (iii) (i)及び(ii)がない場合、当該送信が行われる時点で受取人が対外的に使用しているファクシミリ番号又は電子メールアドレスのいずれか

- 2.2** 前項に規定する種類の通知又はその書面による通信は、前項(a)により送付され、又は前項(b)により送信された場合は、送付又は送信された日に到達したものとみなす。この目的のため、到達日は受領地の現地時間により決定する。
- 2.3** 本規則に基づく期間計算については、通知、通告、通信又は提案が到達した日の翌日を期間計算における起算日とする。期間の最終日が受領地における公的な休日又は非営業日に該当する場合、期間の最終日は翌営業日に延長される。公的な休日又は非営業日が期間の途中にある場合、これらは期間の計算に算入される。
- 2.4** HKIAC 事務局は、状況において合理的な理由があれば、自己が定めた期限と同様に、本規則により定められた期限についても延長することができる。

Article 3 - 本規則の解釈

- 3.1** 仲裁廷は、仲裁廷の権限及び義務に関する限り、本規則の解釈を行う。HKIAC 理事会はその他の条項について解釈を行う。
- 3.2** 本規則における「HKIAC 理事会」とは、HKIAC の理事会又はそれが特別に指定する本規則で規定されている機能を遂行するための下部委員会若しくはその他の組織をいう。
- 3.3** 本規則における「HKIAC 事務局」とは、現任の HKIAC 事務局長及び HKIAC 事務局のその他の職員をいう。

SECTION II. 仲裁手続の開始

Article 4 - 仲裁通知

- 4.1** 仲裁を申立てようとする当事者（以下「申立人」又は「申立人ら」という。）は、仲裁通知を、以下の住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスの HKIAC 事務局宛に提出しなければならない。

中華人民共和国
香港特別行政区

コンノート・プレイス 8 番地 (Connaught Place 8)
交易広場 2 号棟 (Two Exchange Square) 38 階
香港国際仲裁センターHKIAC 事務局

ファクシミリ : +852 2524 2171

電子メール : adr@hkiac.org

- 4.2** 仲裁手続は、HKIAC 事務局が仲裁通知を受領した日付に開始するものとみなされる。念のため付言すると、同日付は 2.1 条及び 2.2 条に従って決定される。
- 4.3** 2.1 条(a)に指定された方法により仲裁通知を提出する場合、仲裁通知を相手方当事者（以下「被申立人」又は「被申立人ら」という。）の数に仲裁人の数及び HKIAC 事務局提出分 1 部を加えた部数を提出しなければならない。仲裁通知には、以下の内容を記載しなければならない。
- (a) 紛争を仲裁に付託する旨の申立て
 - (b) 当事者及びその代理人の名称並びに（知られている限りの）住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス
 - (c) 依拠する仲裁合意の写し
 - (d) 紛争が発生した又は紛争に関連する契約及び法律文書
 - (e) 請求の一般的な性質及び関連する金銭の額（もしあれば）
 - (f) 求める救済方法
 - (g) 当事者間に予め合意のない場合、仲裁人の人数（1 名又は 3 名）に関する提案
- 4.4** 仲裁通知の提出と同時に、小切手又は HKIAC 口座への振込みの方法により、仲裁通知提出日において有効な本規則添付の「仲裁手数料及び費用表」に定められる受理費用を納付しなければならない。
- 4.5** 仲裁通知は、当事者間により合意された仲裁手続言語により提出されなければならない。当事者間に合意がない場合には、仲裁通知は英語又は中国語により提出されなければならない。
- 4.6** 仲裁通知には、以下の事項を記載することができる。
- (a) 7 条に定める単独仲裁人の選任に関する申立人の提案
 - (b) 8 条に定める 3 人仲裁廷を構成するために、申立人が指名する 1 名の仲裁人
 - (c) 17 条に定める仲裁申立書
- 4.7** 仲裁通知に不備がある場合、その写し若しくは添付書類の部数が要求された部数に比べて不足する場合、又は申立費用が支払われなかった場合、HKIAC 事務局は申立人に対して、一定期間内に不備を補正するよう要請することができる。仲裁通知が当事者間で合意された仲裁手続言語により提出されていない場合、又は当事者間に合意がない場合に英語若しくは中国語で提出されていない場合、HKIAC 事務局は申立人に対して、当該期限までに仲裁通知を翻訳するよう要請することができる。申立人が当該要請に従って、当該期限までに不備を補正した場合、仲裁通知は補正前のものが HKIAC 事務局に受領された日に

有効に提出されたものとみなされる。

- 4.8** HKIAC 事務局は、遅滞なく、仲裁通知の写し及びその添付書類を被申立人に送付しなければならない。

Article 5 - 仲裁通知に対する答弁書

- 5.1** 被申立人は、仲裁通知を受領した後 30 日以内に、HKIAC 事務局に対して仲裁通知に対する答弁書を提出しなければならない。2.1 条(a)に指定された方法により仲裁通知に対する答弁書を提出する場合、仲裁通知に対する答弁書を相手方当事者の数に仲裁人の数及び HKIAC 事務局分 1 部を加えた部数を提出しなければならない。また、可能な限り、以下の内容を含むものを提出しなければならない。

- (a) 被申立人及びその代理人の名称並びに住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス（仲裁通知中の記載と異なる場合）
- (b) 本規則のもとで構成された仲裁廷に管轄権がない旨の申立
- (c) 4.3 条(e)に従って記載された仲裁通知中の項目に対する被申立人の意見
- (d) 4.3 条(f)に従って記載された仲裁通知中の救済及び賠償申立てに対する被申立人の意見
- (e) 当事者間に予め合意のない場合に、仲裁人の人数（1 名又は 3 名）に関する被申立人の提案

- 5.2** 仲裁通知に対する答弁書は、当事者間により合意された仲裁手続言語により提出されなければならない。当事者間に合意がない場合には、仲裁通知に対する答弁書は英語又は中国語により提出しなければならない。

- 5.3** 仲裁通知に対する答弁書には、以下の事項を記載することができる。

- (a) 7 条に定める単独仲裁人の選任に関する被申立人の提案
- (b) 8 条に定める 3 人仲裁廷を構成するために、被申立人が指名する 1 名の仲裁人
- (c) 仲裁通知が 17 条に定める仲裁申立書を含んでいる場合、18 条に定める反論書面

- 5.4** 反対請求及び相殺の抗弁の主張は、可能な限り被申立人の仲裁通知に対する答弁書において提示されなければならない。また、以下の内容を含めなければならない。

- (a) 紛争が発生した又は紛争に関連する契約及び法律文書
- (b) 反対請求及び／又は相殺の抗弁の主張の一般的な性質及び関連する金銭の額（もしあれば）
- (c) 求める救済方法

- 5.5** 被申立人の仲裁通知に対する答弁書の中に反対請求及び相殺の抗弁の主張が

提示されていない場合、又は反対請求及び相殺の抗弁の主張の中に関連する金銭の額が示されていない場合、HKIAC 事務局は、申立人が 4.3 条(a)に従って提供した情報にのみに基づき、38.1 条（簡易手続）の適用の有無を判断する。

- 5.6** HKIAC 事務局は、遅滞なく、仲裁通知に対する答弁書の写し及びその添付書類を申立人に送付しなければならない。
- 5.7** HKIAC 事務局は、受理费用が納付され、かつ、全ての仲裁人が承認された場合、遅滞なく、当該案件を単独仲裁人又は仲裁廷に送付しなければならない。
- 5.8** 当事者は、その選択する者に自己を代理又は補佐させることができる。それらの者の名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスは相手方当事者及び HKIAC 事務局に対して書面で通知されなければならない。

SECTION III. 仲裁人及び仲裁廷

Article 6 - 仲裁人の数

- 6.1** 仲裁人の数について当事者間に合意がない場合、HKIAC 理事会は、一方当事者の申立てにより、「香港仲裁条例」に基づき定められた「仲裁（仲裁人及び審判員選任）規則」第 9 条に定める以下の要素を考慮したうえで、当該仲裁が単独仲裁人によるべきか、それとも 3 人仲裁廷によるべきかを判断する。
- (a) 紛争の金額
 - (b) 請求の複雑さ
 - (c) 当事者の国籍
 - (d) 当該紛争に関する取引、業務及び職業における慣習
 - (e) 適切な仲裁人の調達可能性
 - (f) 案件の緊急性
- 6.2** 選任されるべき仲裁人の人数を決定する前に、HKIAC 理事会は、他方当事者に対して、HKIAC 事務局に他方当事者が適切と考える仲裁人の員数に関する簡潔な書面による意見を提出することを認めなければならない。HKIAC 理事会は、他方当事者に対して意見を求める通知を発した後、14 日以内に他方当事者から HKIAC 事務局に対して理由が提示されなかった場合、決定を行うことができる。
- 6.3** 38 条が定める簡易手続が適用される案件の場合、38.1 条(b)及び(c)が適用される。

Article 7 - 単独仲裁人の選任

- 7.1** 当事者間に別段の合意のない限り、11.1 条及び 11.2 条に従い、

- (a) 当事者間で単独仲裁人による紛争解決に合意している場合、(i)被申立人が仲裁通知を受領した日、又は(ii)当事者間で単独仲裁人による紛争解決に合意した日のうちいずれか遅い日から 30 日以内に、双方当事者は共同して単独仲裁人を指名しなければならない。
 - (b) 当事者間に仲裁人の人数についての合意がないが、HKIAC 理事会が単独仲裁人による紛争解決を決定した場合、HKIAC 理事会の決定が双方当事者に到達した日から 30 日以内に、双方当事者は共同して単独仲裁人を指名しなければならない。
- 7.2** 双方当事者が単独仲裁人を期限までに指名しなかった場合、HKIAC 理事会が単独仲裁人を選任する。

Article 8 - 仲裁廷の選任

8.1 当事者間の紛争が 3 人仲裁廷に付託される場合、当事者間に別段の合意のない限り、仲裁廷は以下に従って構成される。

- (a) 各当事者は、1 名の仲裁人を指名する。一方当事者が他方当事者から仲裁人を選任した旨の通知を受領した後 30 日以内に、又は当事者間で合意した期限までに仲裁人を指名しなかった場合、HKIAC 理事会が代替りの 1 名の仲裁人を選任する。
- (b) 前号により選任された 2 名の仲裁人は、仲裁廷の主席仲裁人としての第 3 仲裁人を指名する。2 人目の仲裁人の受諾後 30 日以内に、又は当事者間で合意した期限までに指名されなかった場合、HKIAC 理事会が主席仲裁人を選任する。
- (c) いかなる場合においても、11.1 条及び 11.2 条を遵守する。

8.2 2名以上の申立人又は被申立人が関わる紛争で、3人仲裁廷に付託される場合、当事者間に別段の合意のない限り、仲裁廷は以下に従って構成される。

- (a) HKIAC 事務局は、申立人又は申立人らが 1 名の仲裁人を指名するための 30 日の期限を設定し、続いて、被申立人又は被申立人らが 1 名の仲裁人を指名するための 30 日の期限を設定する。
- (b) 双方当事者が 8.2 条(a)に従って仲裁人を指名した場合、8.1 条(b)に従って、主席仲裁人が指名される。
- (c) 多数当事者の手続において、HKIAC 事務局が設定した期間内に、一方又はそれ以上の当事者若しくは当事者らが仲裁人を指名しなかった場合、HKIAC 理事会が当該仲裁人及び主席仲裁人を選任する。それに先立ち、HKIAC 事務局は、適切に仲裁人を選任した当事者又は当事者らに対して、一定期間内に当該選任を撤回し HKIAC 理事会に 3 名の仲裁人を選任させるか否かについて書面にて選択させる。当該期間中に選択がなされなかった場合、選任は撤回されなかったものとみなす。
- (d) いかなる場合においても、11.1 条及び 11.2 条を遵守する。

Article 9 - 選任助言委員会との仲裁人に関する協議

- 9.1** 最終的に仲裁人を選任する前又は紛争解決に適切な仲裁人の数を決定する前に、HKIAC 理事会は、協議可能な選任助言委員会の委員 3 人以上と協議しなければならない。HKIAC 理事会は当該委員の意見を考慮しなければならないが、それに拘束されることはない。当該協議は非公開の手段であり、当事者に開示されることはない。

Article 10 - 仲裁人の承認

- 10.1** 両当事者又は仲裁人による、単独仲裁人又は 3 人仲裁廷を構成する仲裁人の指名は、全て HKIAC 理事会の承認を必要とし、当該承認により選任が有効となる。HKIAC 理事会は、仲裁人を承認しないとき、理由を開示する義務を負わない。

Article 11 - 仲裁人の独立性、国籍並びに忌避及び解任

- 11.1** 本規則に基づいて選任された全ての仲裁人は、手続のいずれの段階においても両当事者に対し公平かつ独立でなければならない。
- 11.2** 本規則に基づく仲裁において両当事者の国籍が異なるときは、単独仲裁人及び 3 人仲裁人の主席仲裁人は、全ての当事者が書面で特に反対の旨合意した場合を除き、いずれかの当事者と同じ国籍であってはならない。
- 11.3** 仲裁人となることが予定されている者は、選任を打診する者に対し、当該候補者の公平性及び独立性について合理的な疑いを生ずる全ての事情を遅滞なく開示しなければならない。仲裁人は、指名を受けたとき、両当事者が既に前記の事情を知らされていない限り、両当事者に対し当該事情を遅滞なく開示しなければならない。
- 11.4** 仲裁人は、その公平性及び独立性について合理的な疑いを生ずる事情が存在する場合には忌避される。当事者は、指名後に知ることとなった事実又は合理的に知り得べき事実に基づく場合にのみ、自己の指名した仲裁人を忌避することができる。
- 11.5** 仲裁人を忌避しようとする当事者は、忌避を申し立てられた仲裁人の選任が当該当事者に対して通知されてから 15 日以内、又は当該当事者が 11.3 条及び 11.4 条の事情を知ったとき若しくは合理的に知り得べきときから 15 日以内に、当該忌避の申立てを送付しなければならない。
- 11.6** 忌避申立ては、HKIAC 事務局、他の全ての当事者、忌避を申し立てられた仲裁人及び仲裁廷の他の構成員に対し通知されなければならない。当該通知は書面によらなければならない。忌避の理由を記載しなければならない。
- 11.7** 忌避を申し立てられた仲裁人が辞任しない場合には、HKIAC 理事会が忌避の可否について判断する。忌避手続は、HKIAC 忌避規則に従って取り扱わな

ればならない。

Article 12 - 仲裁人の交替

- 12.1** 全ての当事者による別段の合意がなく、かつ常に適用される強行法規に従うことを前提としつつ、当事者により指名された仲裁人が死亡したとき又は当該仲裁人の支配の及ばない理由により職務を果たすことができなくなったときは、HKIAC 事務局は、当該仲裁人を指名した当事者に対し、後任の仲裁人を指名するための期限を定めなければならない。仲裁人が、忌避申立てが認められた場合その他解任された場合、辞任した場合又は 10.1 条に基づき HKIAC 理事会に承認されなかった場合も、同様である。
- 12.2** 関係当事者が期限までに後任の仲裁人を指名しないときは、HKIAC 理事会が代替りの仲裁人を選任しなければならない。

Article 13 - 仲裁人交替の結果

- 13.1** 仲裁人が交替した場合、仲裁廷が別段の決定をしたのでない限り、仲裁手続は、交替前の仲裁人が職務遂行を中止した段階から再開する。

SECTION IV. 仲裁手続

Article 14 - 一般規定

- 14.1** 仲裁廷は、不必要な遅延や支出を避けるため、仲裁の運営に適切な手続を採用しなければならない。但し、仲裁手続は、両当事者の平等な取扱いを確保し、両当事者に対し意見聴取や主張のための合理的な機会を提供するものでなければならない。
- 14.2** 仲裁廷は、自己の決定又はいずれかの当事者の申立てにより、手続のいかなる段階においても、証人（専門家証人を含む。）による証拠の提示、又は本案に関する口頭弁論を行なうために、審問を開かななければならない。
- 14.3** 仲裁廷は、仲裁手続の早期の段階において、両当事者と協議のうえ、仲裁手続の暫定的な日程表を作成し、両当事者及び参考のため HKIAC 事務局に当該日程表を提出しなければならない。
- 14.4** 一方当事者により仲裁廷に提供された全ての書面又は情報は、当該当事者により同時に他方当事者に送付されなければならない。
- 14.5** 仲裁廷は、両当事者と協議のうえ、書記を選任することができる。本規則 11 条は書記に類推適用される。

- 14.6** 仲裁廷は、一方当事者の申立てにより、1人又は複数の第三者を当事者として仲裁手続に参加させることを許可する権限を有する。但し、当該第三者及び申立てを行った当事者が参加について書面で同意している場合に限る。
- 14.7** 当事者は、公正で効率的な手続運営を確保するために必要なあらゆることを行わなければならない。

Article 15 - 仲裁地

- 15.1** 本規則に基づいて行われる全ての仲裁の仲裁地は、両当事者の明示の別段の合意のない限り、中華人民共和国香港特別行政区とする。
- 15.2** 仲裁廷は、仲裁地決定の趣旨を損なわない限り、仲裁の事情に関係しており、仲裁廷が適切と考える場所で、証人尋問や口頭弁論を行い、仲裁廷内部の協議のための期日を開くことができる。
- 15.3** 仲裁廷は、物品その他の財産又は文書の検証のために適切と認めるいかなる場所においても期日を開くことができる。両当事者には、前記の検証に立ち会うことができるように、十分な通知が与えられなければならない。
- 15.4** 仲裁判断は、仲裁地において行なわれたものとみなす。

Article 16 - 仲裁手続言語

- 16.1** 仲裁廷は、両当事者の合意に従い、その選任後直ちに、当該手続における単独又は複数の使用言語を決定しなければならない。当該決定は仲裁申立書、反論書面、及び追加主張書面にも適用され、口頭審理が開かれる場合には当該審理で使われる言語にも適用される。
- 16.2** 仲裁廷は、仲裁申立書又は反論書面に添付された全ての書面及び手続の過程で提出された追加書面又は書証が原語で記載されている場合には、当事者が合意し又は仲裁廷が決定した仲裁手続言語による翻訳文を添付するよう命ずることができる。

Article 17 - 仲裁申立書

- 17.1** 申立人は、仲裁申立書が仲裁通知に含まれていない場合（又は申立人が仲裁通知を仲裁申立書として取り扱うことを選択しない場合）は、仲裁廷が定めた期間内に、当該仲裁申立書を書面で被申立人及び各仲裁人に送付しなければならない。これらの書面には、契約書の写し及び契約に仲裁合意が含まれていない場合は仲裁合意の写しを、添付しなければならない。

17.2 仲裁申立書には以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 両当事者の名称と住所；
- (b) 請求の根拠となる事実；
- (c) 争点；
- (d) 求める救済方法。

17.3 申立人は、仲裁申立書の根拠となる書証を、仲裁申立書に添付しなければならない。

Article 18 - 反論書面

18.1 被申立人は、反論書面が仲裁通知に対する答弁書に含まれていない場合は、仲裁廷が定めた期間内に、反論書面を書面により申立人及び各仲裁人に対し送付しなければならない。

18.2 反論書面は、17.2 条に定める仲裁申立書の記載事項(b)、(c)及び(d)に答弁するものでなければならない。被申立人が管轄又は仲裁廷の適正な構成に対して異議を申し立てるときは、反論書面にこれらの異議の根拠事実及び法的根拠を記載しなければならない。被申立人は、反論書面の根拠となる書証を、反論書面に添付しなければならない。

18.3 反対請求又は相殺目的での請求があるときは、反論書面には以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 請求の根拠となる事実；
- (b) 争点；
- (c) 求める救済方法。

Article 19 - 請求又は反論の変更

19.1 いずれの当事者も、仲裁手続の過程において、その請求又は反論を変更し又は補足することができる。但し、仲裁廷が、変更又は補足による遅延、他方当事者の負担その他の事情に鑑み、当該変更を許可することが適当でないと認めた場合を除く。変更後の主張が、仲裁条項又は独立した仲裁合意の対象から外れる場合には、主張の変更はできない。

19.2 当事者が請求、反対請求又は反論を変更した場合、HKIAC は、(適切と認める場合には) 管理費用及び仲裁人の報酬を修正できる。

Article 20 - 仲裁廷の管轄

20.1 仲裁廷は、仲裁廷が管轄を有しない旨の異議（仲裁条項又は独立した仲裁合意

の存否又は有効性に関する異議を含む。) について判断する権限を有する。

- 20.2** 仲裁廷は、仲裁条項を含む契約の存否又は有効性について決定する権限を有する。本条の適用上、契約の一部を構成し本規則に基づく仲裁を規定する仲裁条項は、当該契約の他の文言から独立した合意として取り扱われなければならない。当該契約が法的に無効である旨の仲裁廷による決定は、仲裁条項が無効であることを必ずしも意味しない。
- 20.3** 仲裁廷が管轄を有しない旨の主張は、可能であれば仲裁通知に対する答弁書において提起されなければならない。いかなる場合であっても、18条が定める反論書面より後に、又は反対請求がなされた場合は反対請求に対する答弁より後に提起することはできない。

Article 21 - 追加主張書面

- 21.1** 仲裁廷は、必要であれば、仲裁申立書及び反論書面に加えて、当事者にどのような追加主張書面の提出を求めるか、又は当事者がいかなる追加主張書面を提出することができるかについて決定しなければならない。また、これらの追加主張書面を送付するための期間を定めなければならない。

Article 22 - 期間

- 22.1** 主張書面（仲裁申立書及び反論書面を含む。）の送付のために仲裁廷が定める期間は、45日を超えてはならない。但し、仲裁廷は、合理的な理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

Article 23 - 証拠及び審問

- 23.1** 各当事者は、その請求又は反論を根拠づける事実について立証責任を負う。
- 23.2** 仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者に対し、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁申立書又は反論書面において提示された争点事実を立証するために当該当事者が提出しようとする書証その他の証拠の要約を、仲裁廷及び他方当事者に送付するよう命じることができる。
- 23.3** 仲裁廷は、仲裁手続のいかなる段階においても、当事者に対し、仲裁廷が定めた期間内に、書証、証拠物件その他の証拠を提出するよう要求することができる。仲裁廷は、いかなる書証、証人の証言その他の証拠についても許可又は却下する権限を有する。
- 23.4** 口頭審理が行なわれる場合には、仲裁廷は、両当事者に対し、その日時及び場所について適切な事前の通知を与えなければならない。

- 23.5** なんぴとも証人又は専門家証人となることができる。各当事者は、証人又は専門家証人の尋問がなされるときは、自己の申請する証人又は専門家証人の氏名及び住所並びに当該証人又は専門家証人が証言する事項及び証言の際の使用言語を、合意された又は仲裁廷により指定された期間内に、仲裁廷及び相手方当事者に通知しなければならない。
- 23.6** 仲裁廷は、当該事案の事情においていずれかが必要であると認めるときは、審問における口頭の陳述の翻訳文及び審問の記録を作成するよう指示することができる。
- 23.7** 審問は、両当事者が反対の旨合意しないかぎり、非公開で行なわれる。仲裁廷は、他の証人又は専門家証人の証言が行なわれている間、いずれの証人又は専門家証人に対しても退席を要求することができる。仲裁廷は、証人又は専門家証人の尋問方法を自由に決定できる。
- 23.8** 証人又は専門家証人による証言は、証人又は専門家証人の署名した陳述書又は報告書により提出することもできる。
- 23.9** 当事者、その役員、従業員、法律顧問又は代理人は、証人、証人候補者又は専門家証人と面接することができる。
- 23.10** 仲裁廷は、一方当事者により提示されたいかなる事項についても、厳格な証拠法則を適用するか否かを含め、許容性、関連性、重要性及び証拠価値を決定することができる。

Article 24 - 保全のための暫定措置

- 24.1** 仲裁廷は、いずれかの当事者の申立てにより、必要又は適当と認める暫定措置を命じることができる。
- 24.2** 前記の暫定措置は、暫定的仲裁判断の方式で定めることができる。仲裁廷は、暫定措置を申立てる一方当事者に対して、適切な保証金の提供を命じることができる。
- 24.3** 当事者による、管轄権を有する裁判所に対する暫定措置の申立ては、仲裁合意と両立しないもの又は仲裁合意を放棄するものとみなされない。
- 24.4** 仲裁廷は、命令、暫定的仲裁判断又は終局的仲裁判断において、その裁量に基づき、暫定措置申立てに関する費用を配分する。

Article 25 - 仲裁廷の選任する専門家

- 25.1** 仲裁廷は、両当事者と協議のうえ、仲裁廷による証拠評価を補佐するために、1人又は複数の専門家を選任することができる。仲裁廷は、適法に選任された

専門家と非公開で面談することができる。当該専門家は、仲裁廷が決定すべき特定の事項について、仲裁廷に対し書面で報告しなければならない。仲裁廷により定められた専門家への付託条項の写しは、両当事者に送付されなければならない。

- 25.2** 当事者は、全ての関連する情報を専門家に開示し、検証のために専門家が当事者に要求する全ての関連する文書又は物品を提出しなければならない。要求された情報又は文書等の提出についての関連性について当事者及び前記専門家の間で見解の相違が生じたときは、仲裁廷の決定に委ねられる。
- 25.3** 仲裁廷は、専門家の報告書を受領した後、当該報告書の写しを両当事者に送付しなければならない。両当事者には、書面により当該報告書に対する意見を述べる機会が与えられなければならない。当事者は、専門家がその報告書中で援用した文書を検討する権利を有する。
- 25.4** 当事者の申立てにより、専門家は、報告書の送付後、両当事者が出席して専門家に対して質問する機会を有する審問に出席しなければならない。この審問において、いずれの当事者も、争点について証言するための専門家証人を出席させることができる。23.4 条ないし 23.10 条の規定は、前記の手續に適用される。
- 25.5** 11 条は仲裁廷により選任される専門家に類推適用される。

Article 26 - 欠席

- 26.1** 仲裁廷は、申立人が、仲裁廷が定めた期間内に、十分な理由を述べることなく仲裁申立書を送付しなかった場合は、仲裁手續の終了を命じなければならない。但し、被申立人が反対請求を行って仲裁の継続を希望する場合には、仲裁廷は、仲裁を継続することができる。被申立人が、仲裁廷が定めた期間内に、十分な理由を述べることなく反論書面を送付しなかった場合は、仲裁廷は仲裁を継続することができる。
- 26.2** 本規則に基づき適法に通知を受けた一方当事者が、十分な理由を述べることなく、本規則に従った（仲裁廷によりそのように指示された場合も含む。）主張をしない場合には、仲裁廷は仲裁を継続して、然るべき仲裁判断をすることができる。

Article 27 - 手續の終結

- 27.1** 両当事者が、事件について自己の主張をするための合理的な機会を与えられた場合は、仲裁廷は手續の終結を宣言する。その後、仲裁廷が 27.2 条により手續を再開しない限り、更なる主張、反論及び証拠の提出は許されない。
- 27.2** 仲裁廷は、特段の事情により必要と認めるときは、仲裁判断を行なう前であればいつでも、自己の提案又は当事者の申立てにより手續の再開を決定すること

ができる。

Article 28 - 責問権の放棄

28.1 本規則（仲裁合意を含む。）の条項又は本規則の要件が遵守されていないことを知っている又は合理的に知り得べき場合であるのに、当該不遵守について直ちに異議を述べることなく仲裁手続を進める当事者は、異議申立権を放棄したものとみなす。

SECTION V. 仲裁判断

Article 29 - 決定

29.1 3人仲裁廷の場合には、仲裁廷による仲裁判断又はその他のいかなる決定も、仲裁人の過半数により行われなければならない。過半数に至らない場合には、仲裁判断は主席仲裁人1人の判断により行われる。

29.2 主席仲裁人は、仲裁廷に事前に授権された場合には、手続的問題について単独で判断することができる。

Article 30 - 仲裁判断の形式及び効果

30.1 仲裁廷は、終局的仲裁判断を行うことに加えて、暫定的、中間的又は一部の仲裁判断を行う権限を有する。適切な場合、仲裁廷は終局的仲裁判断以外の仲裁判断において費用について判断することができる。

30.2 仲裁判断は書面で行われなければならない。かつ、終局的であり当事者を拘束するものでなければならない。当事者は、いかなる仲裁判断をも遅滞なく履行する。

30.3 仲裁判断においては、その基礎となった理由を述べなければならない。

30.4 仲裁判断には仲裁人が署名を行い、仲裁判断が作成された日時及び場所が記載されていなければならない。3人仲裁廷の場合でそれらの1人又は2人が署名しない場合には、仲裁判断において当該署名の欠缺の理由を述べなければならない。

30.5 仲裁判断には、HKIACの印章が付されなければならない。

30.6 仲裁判断の公開に関しては、39.3条が適用される。

30.7 仲裁人に認められる留置権に従いつつ、仲裁人が署名しHKIACの印章が付された仲裁判断書の原本は、仲裁廷により当事者及びHKIAC事務局に送付され

なければならない。HKIAC 事務局は、仲裁判断書を保管する。

Article 31 - 準拠法、友誼的仲裁人

- 31.1** 仲裁廷は、当事者が合意した法規、又は準拠法の選択がない場合には当該紛争と最も密接に関連する法規に従って、事件の判断を行わなければならない。
- 31.2** 仲裁廷は、当事者が明示により仲裁廷に授権した場合にのみ、友誼的仲裁人として判断する。
- 31.3** 仲裁廷は、いかなる場合も契約条件に従って事件の判断を行わなければならないが、当該取引における商慣習を考慮に入れなければならない。

Article 32 - 和解又はその他の事由による終了

- 32.1** 仲裁判断を行う前に、当事者が紛争について和解することを合意した場合は、仲裁廷は、仲裁手続の終了命令を発するか、又は、両当事者の申立てがあつて仲裁廷がこれを受け入れたときは合意した条件に基づき仲裁判断の形式で和解を記録しなければならない。仲裁廷は、前記仲裁判断について理由を付記することを要しない。
- 32.2** 仲裁判断を行う前に前項が定める理由以外のいずれかの理由により、仲裁手続の継続が不必要又は不可能となった場合には、仲裁廷は、仲裁手続の終了命令を発しなければならない。仲裁廷は、提案された手続に対して当事者が意見を述べる合理的な機会を与えられた上で、合理的な理由に基づく異議が申し立てられない場合には、前記命令を発しなければならない。
- 32.3** 仲裁人が署名した仲裁手続の終了命令書又は合意した条件に基づく仲裁判断書は、仲裁廷により当事者及び HKIAC 事務局に送付されなければならない。合意条件に基づいて仲裁判断が行われた場合には、30.2 条及び 30.4 条ないし 30.7 条の規定が適用される。

Article 33 - 仲裁判断の解釈

- 33.1** 当事者は、仲裁判断を受領してから 30 日以内に、相手方当事者への通知とともに、仲裁廷に対して仲裁判断を解釈することを申し立てることができる。仲裁廷は、相手方当事者が前記申立てに対する意見を提出するにあたって、通常 30 日を越えない範囲で期限を定めることができる。
- 33.2** 仲裁廷が適切と考える仲裁判断の解釈は、以下のうちの早い日時から 45 日以内に行われなければならない：(a) 仲裁判断の解釈の申立てに対する相手方当事者の意見の受領、又は (b) 33.1 条に基づき仲裁廷が設定した相手方当事者

が意見を述べるための期限の経過。仲裁判断の解釈は仲裁判断の一部となり、30.2 条ないし 30.7 条の規定が適用される。

Article 34 - 仲裁判断の訂正

- 34.1** 当事者は、仲裁判断を受領してから 30 日以内に、相手方当事者への通知とともに、仲裁廷に対して計算上の、記載上の、若しくは文言上又はこれらに類する過誤の訂正を申し立てることができる。仲裁廷は、相手方当事者が前記申立てに対する意見を提出するにあたって、通常 30 日を越えない範囲で期限を定めることができる。
- 34.2** 仲裁廷は、以下のうちの早い日時から 45 日以内に、適切と考える訂正を行われなければならない：(a) 仲裁判断の訂正の申立てに対する相手方当事者の意見の受領、又は (b) 34.1 条に基づき仲裁廷が設定した相手方当事者が意見を述べるための期限の経過。
- 34.3** 仲裁廷は、仲裁判断の送付から 30 日以内であれば、自己の判断により前記の訂正を行うことができる。
- 34.4** 仲裁判断の訂正は書面で行われなければならない、30.2 条ないし 30.7 条の規定が適用される。

Article 35 - 追加的仲裁判断

- 35.1** 当事者は、仲裁判断を受領してから 30 日以内に、相手方当事者への通知とともに、仲裁廷に対して仲裁手続において提示されていたにも関わらず仲裁判断において判断が示されなかった請求について、追加的仲裁判断を申し立てることができる。仲裁廷は、相手方当事者が前記申立てに対する意見を提出するにあたって、通常 30 日を越えない範囲で期限を定めることができる。
- 35.2** 仲裁廷が、追加的仲裁判断の申立てが合理的な理由を有しており、かつ判断が示されなかった部分をさらなる審問又は証拠なくして修正できると判断した場合には、追加的仲裁判断の申立てを受領した後 60 日以内に、仲裁判断の追完を行わなければならない。
- 35.3** 追加的仲裁判断がなされた場合には、30.2 条ないし 30.7 条の規定が適用される。

Article 36 - 報酬及び費用

- 36.1** 仲裁廷は、仲裁判断において仲裁の費用を決定しなければならない。「費用」には、以下のもののみが含まれる。

- (a) 36.2 条及び 36.3 条により定められる仲裁廷の報酬；
- (b) 仲裁人において発生した旅費及びその他の支出；
- (c) 仲裁廷が必要とした専門家の助言及びその他の助力の費用；
- (d) 仲裁廷が承認した限度においての証人の旅費及びその他の費用；
- (e) 仲裁手続中に費用請求され、かつ、仲裁廷が合理的金額と認めた限度においての代理人及びその他の助言の費用
- (f) 別添の仲裁報酬及び費用計算表に基づき定められた HKIAC に対して支払うべき受理費用及び管理費用

36.2 仲裁廷の報酬は、当事者の選択に従い (a) 別添仲裁報酬及び費用計算表 3 項、又は (b) 選任当事者又は選任当事者らと選任された仲裁人との間で (3 人仲裁廷における第 3 仲裁人の場合は、当事者らと第 3 仲裁人との間で) 合意された取決め、のいずれかの方法に従って決定される。仲裁廷の報酬決定方法は、仲裁通知の日付後 30 日以内に HKIAC 事務局に通知されなければならない。該当日までに当事者が仲裁廷の報酬決定方法について合意しなかった場合には、報酬は選任当事者又は選任当事者らと選任された仲裁人との間で決められた取決めに従う。

36.3 別添仲裁報酬及び費用計算表に基づいて仲裁廷の報酬が決められる場合、報酬額は計算表及び以下の規則に基づいて、HKIAC 理事会により決定される。

- (a) 仲裁廷の報酬は、紛争金額、対象の複雑さ、仲裁人が要した時間及びその他の事件に関連する状況（和解その他の理由により仲裁手続が中止されたことも含まれるが、これに限られない。）を考慮した上での合理的金額でなければならない。仲裁手続が中止された場合には、仲裁廷の報酬は別添仲裁報酬及び費用計算表に示された最低金額以下の金額とすることができる。
- (b) 原則として、仲裁廷による別段の合意のない限り、主席仲裁人は総報酬額の 40% を、次席仲裁人はそれぞれ 30% を受け取る。

36.4 36.5 条に規定された場合を除き、仲裁の費用は、原則として敗訴当事者が負担する。但し、仲裁廷が事件の事情を考慮した上で仲裁の費用を分担させることが合理的と判断した場合には、全部又は一部の費用を当事者間で分担させることができる。

36.5 36.1(e) 条の代理人及び助言の費用については、仲裁廷は、事件の事情を考慮した上で、いずれの当事者が費用を負担すべきか決定することができ、又、分担させることが合理的と判断した場合には、当事者間で分担させることができる。

36.6 仲裁廷が仲裁手続終了命令を発するか、又は合意した条件に基づく仲裁判断を行う場合には、HKIAC が、36.1 条及び 36.2 条の仲裁の費用について命令又は仲裁判断において決定する。

36.7 33 条ないし 35 条の仲裁判断の解釈、訂正又は追加に対しては、仲裁廷は追加的な費用を課してはならない。

Article 37 - 費用の予納

- 37.1** 仲裁廷が構成されたときは、HKIAC 事務局は、各当事者に対して 36.1 条(a)(b)(c) 及び(f)条に規定された費用と同額の予納金額を HKIAC に納付するよう要請する。HKIAC 事務局は、前記要請の写しを仲裁廷にも送付しなければならない。
- 37.2** 被申立人が反対請求を行った場合、又は事情に照らして適切と思われる場合には、HKIAC 事務局は別口の予納費用を設定することができる。
- 37.3** HKIAC 事務局は、仲裁手続中、当事者に対し HKIAC への予納費用の補充を要請することができる。HKIAC 事務局は、前記要請の写しを仲裁廷にも送付しなければならない。
- 37.4** 要請が受領された後 30 日以内に、要請された予納費用の全額が支払われない場合は、HKIAC 事務局は、一方又は他方当事者が要請額を支払うことも可能であることを、当事者に告知することができる。予納費用が支払われない場合には、仲裁廷は、仲裁手続の中断又は終了を命じ、又は仲裁廷が適切と判断する形式により仲裁手続を継続することができる。
- 37.5** 終局的仲裁判断において、仲裁廷は、当事者に対し HKIAC 事務局が受領した予納費用の明細を付与しなければならない。いかなる残余金額も、HKIAC 事務局から当事者に対して返還されなければならない。
- 37.6** 仲裁の報酬及び費用に関するその他の規定は本規則に添付する仲裁報酬及び費用計算表に定められ、本規則と一体のものとなる。

SECTION VI. その他の規定**Article 38 - 簡易手続**

- 38.1** 当事者が別段の合意をしたか、HKIAC 事務局が全ての関連する事情を考慮した上で異なる判断をしたのでない限り、請求及び反対請求（又は相殺の抗弁）の金額の総額である紛争金額が 25 万アメリカドルを超えない全ての事件に対しては、以下の条項が適用される。
- (a) 仲裁手続は、38.2 条に規定された簡易手続に従って行われる。
 - (b) 仲裁合意において 3 人仲裁廷によると規定されていない限り、事件は単独仲裁人に付託される。
 - (c) 仲裁合意において 3 人仲裁廷によると規定されている場合は、HKIAC 事務局は、当事者に対して事件を単独仲裁人に付託することを勧誘する。当事者が事件を単独仲裁人に付託することに合意しない場合には、3 人の仲裁人の報酬は別添仲裁報酬及び費用計算表に基づいて計算される。
- 38.2** 38.1 条の規定が適用される場合には、仲裁手続は、本規則の前記の各規定に基づく簡易手続によって行われ、以下のとおりに変更される。

- (a) HKIAC 事務局は、7.1 条、7.2 条及び 8.2 条に定められた仲裁人選任の期限を短縮することができる。
- (b) 仲裁通知に対する答弁書の提出後は、当事者は原則として仲裁申立書及び反論（及び反対請求）書面を 1 通提出することができ、反対請求がなされた場合はこれに対する反論書面を 1 通、提出することができる。
- (c) 仲裁廷が 1 回又はそれ以上の審問期日が必要と判断しない限り、仲裁廷は書証のみに基づいて紛争を判断しなければならない。
- (d) 仲裁判断は、HKIAC 事務局が事件ファイルを仲裁廷に送付してから 6 ヶ月以内に行われなければならない。特段の事情が存する場合には、HKIAC 事務局はこの期限を延長することができる。
- (e) 仲裁廷は、当事者が理由の開示が必要でないとは合意した場合を除き、その仲裁判断が依拠した理由の要旨を述べなければならない。

Article 39 - 秘密保持

- 39.1** 当事者の書面による明示の別段の合意がない限り、当事者は、全ての通信、主張書面、証拠、仲裁判断及びその他の公開されていない命令、及び仲裁手続の存否を含む仲裁手続に関する全ての事項及び書面について、秘密を保持する義務を負う。但し、法的権利を保護又は追求する目的又は仲裁判断を司法機関において法律上の手続によって執行し若しくは取消す目的のために、当事者にとって公開が法的に又は規制上必要となる場合に、その限りにおいて例外とする。本条項の義務は、仲裁人、仲裁廷選任による専門家、仲裁廷書記及び HKIAC 事務局並びに理事会にも適用される。
- 39.2** 仲裁廷の評議は非公開とする。
- 39.3** 仲裁判断は、全部、一部の抜粋又は要約のいずれであれ、以下の条件を満たす場合にのみ公開できる。
- (a) HKIAC 事務局に対して公開要求申立てがなされること。
 - (b) 当事者の名称が全て削除されること。及び、
 - (c) HKIAC 事務局が設定した所定の期限までに、いずれの当事者も公開することに異議を申立てないこと。異議が申立てられた場合には、仲裁判断は公開してはならない。

Article 40 - 免責

- 40.1** HKIAC、HKIAC 理事会、HKIAC 事務局又は事務局員、仲裁人、仲裁廷の選任する専門家、又は仲裁廷書記のいずれも、本規則に基づき行われる仲裁手続における作為又は不作為について、作為又は不作為が不誠実に行われた場合を除き、責任を負わない。
- 40.2** 仲裁判断がなされ、かつ 33 条ないし 35 条が定める訂正、解釈及び追加的仲裁判断の可能性がなくなった場合には、HKIAC（HKIAC 理事会、HKIAC 事務局及びそれらの事務局員を含む）、仲裁人、仲裁廷選任による専門家又は仲裁廷書記のいずれも、仲裁に関する事項についていかなる者に対しても陳述する義務を負うことはない。当事者は、仲裁手続から生ずるいかなる法律上又はその他

の手續においても、前記の者を証人とすることを要求することはできない。

仲裁手数料及び費用表

仲裁手数料及び費用に関する規程

(全ての金額は米ドルにより表示される)

1. 申立手数料 (Registration Fee)

1.1 申立人は、仲裁通知を提出するのと同時に、申立手数料 1,000 米ドルを支払わなければならない。

1.2 申立人が申立手数料を支払わない場合、HKIAC は仲裁手續を進行させてはならない。

1.3 申立手数料は返還されない。

1.4 前 3 項の規定は反対請求についても適用される。

2. HKIAC の管理費用 (The HKIAC's Administrative Fee)

2.1 HKIAC の管理費用は以下の表に基づき徴収される。

管理費用

ADMINISTRATIVE FEE

| Sum in dispute (in USD) | | Administrative fee (*) | | |
|----------------------------|------------|------------------------|------------|-------|
| up to | 50,000 | | USD1,500 | |
| from | 50,001 | to | 100,000 | 0.70% |
| from | 100,001 | to | 500,000 | 0.60% |
| from | 500,001 | to | 1,000,000 | 0.40% |
| from | 1,000,001 | to | 2,000,000 | 0.20% |
| from | 2,000,001 | to | 5,000,000 | 0.12% |
| from | 5,000,001 | to | 10,000,000 | 0.06% |
| from | 10,000,001 | to | 50,000,000 | 0.03% |
| over | 50,000,001 | | USD26,850 | |

(*) 4.1 条に掲載された表には、適切に計算による米ドル表示の管理費用が記載されている。

3. 仲裁人報酬 (The Arbitrator's Fees)

3.1 当事者が仲裁人報酬につき以下の表を適用することに同意した場合、仲裁人報酬は以下の表を基準により徴収される。

仲裁人報酬
(1人当たり)

**ARBITRATORS' FEES
(PER ARBITRATOR)**

| Sum in dispute (in USD) | | | | Fees(**) | |
|-------------------------|-------------|----|-------------|----------|---------|
| | | | | Minimum | Maximum |
| up to | 50,000 | | | USD2,000 | 14.00% |
| from | 50,001 | to | 100,000 | 2.50% | 10.00% |
| from | 100,001 | to | 500,000 | 1.00% | 5.00% |
| from | 500,001 | to | 1,000,000 | 0.70% | 2.60% |
| from | 1,000,001 | to | 2,000,000 | 0.40% | 1.40% |
| from | 2,000,001 | to | 5,000,000 | 0.25% | 0.70% |
| from | 5,000,001 | to | 10,000,000 | 0.075% | 0.40% |
| from | 10,000,001 | to | 50,000,000 | 0.05% | 0.20% |
| from | 50,000,001 | to | 80,000,000 | 0.025% | 0.14% |
| from | 80,000,001 | to | 100,000,000 | 0.012% | 0.12% |
| over | 100,000,000 | | | 0.01% | 0.06% |

(**) 4.1 条に掲載された表には適切な計算による米ドル表示の仲裁人 1 人当たりの報酬の範囲が記載されている。

3.2 仲裁人報酬は、事案が仲裁廷に係属してから最終的な仲裁判断が下されるまでの仲裁人の活動を賄うものとする。

4. 管理費及び仲裁人報酬の計算

4.1 支払われるべき管理費用及び仲裁人報酬の額は、以下の表に基づき算定され、HKIAC 理事会により確定される。下表の連続する各欄に示された支払額が合算される。

費用の計算

COMPUTATION OF FEES

| SUM IN DISPUTE | | A. ADMINISTRATIVE FEES(*) | | B. ARBITRATOR'S FEES(**) (PER ARBITRATOR) | | | |
|----------------|-------------|---------------------------|------------|---|-------------|---------------|-------------|
| (in USD) | | (in USD) | | (in USD) | | | |
| | | | | Minimum | | Maximum | |
| up to | | 1,500 | | 2,000 | | 14.00% | |
| 50,000 | | | | | | of amount in | |
| from | to | 1,500+0.70% | 50,000 | 2,000+2.50% | 50,000 | 7,000+10.00% | 50,000 |
| 50,001 | 100,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 1,850+0.60% | 100,000 | 3,250+1.00% | 100,000 | 12,000+5.00% | 100,000 |
| 100,001 | 500,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 4,250+0.40% | 500,000 | 7,250+0.70% | 500,000 | 32,000+2.60% | 500,000 |
| 500,001 | 1,000,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 6,250+0.20% | 1,000,000 | 10,750+0.40% | 1,000,000 | 45,000+1.40% | 1,000,000 |
| 1,000,001 | 2,000,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 8,250+0.12% | 2,000,000 | 14,750+0.25% | 2,000,000 | 59,000+0.70% | 2,000,000 |
| 2,000,001 | 5,000,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 11,850+0.06% | 5,000,000 | 22,250+0.075% | 5,000,000 | 80,000+0.40% | 5,000,000 |
| 5,000,001 | 10,000,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 14,850+0.03% | 10,000,000 | 26,000+0.05% | 10,000,000 | 100,000+0.20% | 10,000,000 |
| 10,000,001 | 50,000,000 | of amt. over | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 26,850 | | 46,000+0.025% | 50,000,000 | 180,000+0.14% | 50,000,000 |
| 50,000,001 | 80,000,000 | | | of amt. over | | of amt. over | |
| from | to | 26,850 | | 53,500+0.012% | 80,000,000 | 222,000+0.12% | 80,000,000 |
| 80,000,001 | 100,000,000 | | | of amt. over | | of amt. over | |
| Over | | 26,850 | | 55,900+0.01% | 100,000,000 | 246,000+0.06% | 100,000,000 |
| 100,000,000 | | | | of amt. over | | of amt. over | |

(*) (**) 前頁を参照。

4.2 HKIAC 理事会が、特別な事情があると認める場合には、HKIAC の管理費用及び仲裁人報酬は上表の規定を超過することができる。特別な事情には、当事者が、仲裁において仲裁廷の指名の際には合理的に予期できなかった行為をする場合を含むが、これに限られない。

4.3 請求及び反対請求の金額は、係争額を算定する際には合算される。かかる規定は相殺の抗弁についても適用される。但し、仲裁廷が当事者と協議の上、相殺の抗弁が大量な追加作業を伴わないと判断した場合にはこの限りではない。

4.4 係争額を算定する際には、利息請求は考慮されない。但し、利息請求が元本請求を超過する場合、利息請求単体に基づき係争額を算定する。

4.5 米ドル以外の通貨は、仲裁通知が HKIAC 事務局に到達した日と最終的な仲裁判断が下された日の為替レートの平均値により、米ドルに変換される。第 1 条に規定する申立手数料を算定するためには、仲裁通知が HKIAC 事務局に到達した日の為替レートを使用する。

4.6 係争額を確定できない場合、HKIAC 理事会が関連する諸般の事情を考慮して、HKIAC の管理費及び仲裁人報酬を決定する。

5. 仲裁人の支出

仲裁人の支出は仲裁に関連して実際に支出された費用であり、例えば、以下の行為に関連する合理的な費用をいう。出張（別途特別な合意がない限り、ビジネスクラスの航空券）、宿泊、食事（現地の場合、仲裁人間の食事のみ）、タクシー、通信その他仲

裁の進行に関する行為（審問室の賃借、期日報告の作成、翻訳など）。HKIACは仲裁人が費用を計算するための一般的なガイドラインを提供することができる。仲裁人の支出に関しては別途領収書が発行され、また支払いも別途なされ、3条に規定する仲裁人報酬には含まれない。

6. 当事者の預託金から生じる利息

HKIACは当事者より預託を受けた預託金について、信用状況の良好な、資格を有する香港の預託機関の利付きの預託口座に預託しなければならない。預託をする際、HKIACは、随時預託金の引出しを行う可能性があることを考慮しなければならない。預託金に関して生じた利息は、最終的な仲裁費用の算定の際に、預託をした当事者の支払い分に算入される。

7. 中間払い

HKIACは随時、中間払いとして、預託金からHKIACの管理費用並びに仲裁人報酬及び費用の支払いを行うことができる。

8. 当事者の連帯責任

各当事者は、仲裁費用に関して、仲裁廷及びHKIACに対して連帯責任を負う。

9. 仲裁判断に関する留置権

HKIAC及び仲裁廷は、仲裁規則36.1条(a)、(b)、(c)及び(f)に規定する費用の支払いを担保するため、仲裁廷が下すいかなる仲裁判断をも留保することができ、当事者がこれらの費用の全額の支払いを完了するまで、仲裁判断の発送を拒否することができる。